

山形県若者定着奨学金返還支援事業 【市町村連携枠】募集のお知らせ

大学等を卒業後、一定期間県内で就業・居住した場合、
県と町が連携して、奨学金の返還を一部支援します。

1 支援制度の趣旨

本県の担い手となる若者の県内回帰・定着を促進し、地域の中核企業等を担うリーダー的人材を確保するため、日本学生支援機構第一種奨学金、又は金山町育英会奨学金の貸与を受ける大学生等を対象に、山形県と金山町が連携して奨学金の返還を一部支援します。

2 奨学金返還支援条件

- (1) 大学、大学院修士課程、高等専門学校（第4学年以上）、山形県内の短期大学及び専修学校専門課程（以下「大学等」という）に在学している方
- (2) 日本学生支援機構第一種奨学金（無利子）の貸与を受けている方、又は金山町育英会奨学金の貸与を受けている方
- (3) 商工分野、農林水産分野、建設分野、医療福祉分野及びその他金山町が目的に合致する職種と判断した職業への就業を希望する方
- (4) 大学等を卒業後、6カ月以内に金山町に居住かつ山形県内で就業し、その後3年間継続して勤務する予定の方（パート又はアルバイト等の臨時的、期間的な職業を除きます。）

※次の職種は支援対象となりません（医師・看護師・介護福祉士・保育士・一部の公務員等）。
※支援額が減額、もしくは支援の対象とならない場合がございます。詳しくは金山町教育委員会にお問い合わせください。

3 返還支援額

- 助成候補者の認定を受けた年度の4月1日から大学卒業まで貸与を受けた奨学金が支援の対象です。
- 支援額は対象期間（月数）に2万6千円を乗じた額を上限に、**1人あたり最大124万8千円まで支援します。**
- 支援額は3年の就業後、県基金から一括して直接各奨学金事務局に支払われます。
- 本支援制度は各奨学金貸与規定のもと、**就業後3年間返還を行った奨学金の残額に対する支援制度です。**就業後3年以内に繰り上げ返還し、奨学金の返還を完済すると支援が受けられなくなります。

4 募集人数・募集期間

募集人数：**3名程度**（日本学生支援機構奨学生＋金山町育英会奨学生）

応募書類：町ホームページで取得できるほか、金山町教育委員会で取り扱っております。

募集期間：**平成28年7月1日(金)～平成28年7月29日(金) 17時まで（必着）**

〒金山町教育委員会教学課総務学事係

〒999-5402 山形県最上郡金山町大字金山662-1 ☎52-2902

E-mail gakuji@town.kaneyama.yamagata.jp